

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 3月22日

神河町長 山名宗悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 重行地区 当初（平成30年3月）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年12月 8日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

現在、担い手がない状況であるので、農地中間管理機構への貸付は、今後の話し合いによる。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

この地域については、犬見川を水源とした水稲作が最も適して生産もしやすく、町外の買い手からも「美味しいお米」といわれています。平成30年度から行政からの生産数量目標の配分がなくなり、生産者、集荷業者等の需要に応じた生産に切り替わることを視野に入れながら、集落一体となった農地の保全や耕作放棄地の解消に取り組まなければいけない。農作業については、現在、各農家が農地の維持に努めていることを重視し、将来的には、営農組合もしくは認定農業者に基幹作業を委託することも検討する。

【担い手について】

現在は、各個人での経営が行われていて、高齢化及び後継者不足により、農地の不作付け地（耕作放棄地等）の増加が懸念されている中、この地区単独での営農組合の立上げについては、困難であるため、近隣集落と連携を図り、広域での営農組合等担い手の育成を検討していく。

【農地の管理】）

中山間地域では、畦畔管理が一番の課題であるので、地域で、畦畔管理作業の省力化について検討する。また、農地の出し手の方は、できるだけ草刈、水管理等協力する。